

第 1WG に関する主要論点整理（討議メモ）

. 規制対象計量器

企業間取引（いわゆる B to B）の場合は、当事者同士が計量に関する技術的知見を有している場合が多いこと、JCSS の校正証明書や ISO 9000 認証など取引相手の計量に係る信頼性について確認手段が充実してきていることから、規制の必要性が低下してきていること等を踏まえ、消費者を始めとする一般人に広く使用されるものに厳に限定する等、必要最小限の規制を検討する必要があるのではないかと。

主として B to B 等技術的知見を有している者同士が使用する計量器

例：分銅、定量おもり、定量増おもり、
ガラス温度計（-30～360）、ベックマン温度計、
排ガス積算体積計、排水積算体積計、量器用尺付きタンク
排水/排ガス流速計、密度浮ひょう、排水/排ガス流量計、
ポンベ型熱量計、ユンケルス式流水型熱量計、
照度計、騒音計、振動レベル計、濃度計
浮ひょう型比重計

他法令等の規制がある計量器

例：体温計、アネロイド型血圧計

JIS マークの活用が適していると考えられる計量器

例：キッチンスケール、ヘルスマーター（体重計）、ベビースケール

規制の検討の要望のある計量器

例：CNGメーター、自動はかり

その他

定期的な規制対象機器の見直し、その他

上記の例は、現時点では必ずしも使用実態等が明らかになっていない計量器もあり、引き続き使用実態等の把握による精査が必要。

. 検査・検定等の方法等

検定における第三者認証制度の活用

- ・製造事業者や地方公共団体の執行方法に関する選択肢が増えるよう国際ルールに適合した第三者機関による認証制度（例えば JIS マーク表示制度）を検定の選択肢の一つに加えることを検討する必要があるのではないかと。（その際は、第三者認定制度の前提として行う計量器の型式承認は、引き続き産総研等が実施することを検討する必要があるのではないかと。）
- ・国際的にも適正な計量がなされていることを担保する観点から、検査・検定を行っている各都道府県の検定所についても国際ルールによる第三者認証制度を適用することを検討する必要があるのではないかと。

民間の技術開発の促進

- ・検定の有効期間や検定・使用公差の設定は、より民間の技術開発を促進する可

能性について検討する必要があるのではないか。

検査等による事後規制の充実

- ・市場において使用者が正確な計量器を使用しているかどうかについて、指定検
定機関、指定検査機関の能力や計量士を活用しつつ、都道府県による抜き打ち
検査等の事後のサーベイランスを充実することを検討する必要があるのではな
いか。
- ・不正事業者が恐れるのは、行政指導ではなく、消費者等の信頼を失うことであ
ることから、これまでほとんど実績のない不正事業者名の公表などの手続きを
ガイドラインの策定等により整備することを検討する必要があるのではないか。

基準器制度とJCS S

- ・検査・検定の現場で活用されている基準器制度については構造要件があること、
JCS S制度についてはJCS Sが一定程度普及してきたこと等を踏まえ、J
CS Sの更なる活用方策について検討をする必要があるのではないか。

関係各府省との連携

- ・他の関係法令の執行体制との協力関係の模索等について関係府省と積極的に連
携することを検討することが必要ではないか。

その他

製品の多様化、新技術に対応した規制基準等

- ・計量器の国際的流通の促進、技術革新の推進の観点から、OIMLの勧告等諸
外国の基準との整合性を図りつつ、技術基準・規定については、必要最低限の
内容にするため、JISの導入も含め、適宜検討する必要があるのではないか。

指定検査・指定検定機関制度の更なる活用

- ・民間能力を更に活用し計量法執行の選択肢を拡大する観点から、指定検定機関
制度、指定定期検査機関制度をより使い易い制度とすることを検討する必要が
あるのではないか。

検査・検定手数料

型式承認制度における外国試験機関データの受入

その他

(検討にあたっての主な留意点)

- ・新たな制度の導入に当たっては、急激な変化により、関係者の混乱が生じたり、消費者・ユー
ザーの計量制度に対する信頼を損ねないこと。
- ・製造、品質管理能力については、製造事業者間に格差がある現状があること。
- ・検査・検定業務は自治事務であること。